

千葉県消防局目標申告実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員が業務に関する目標設定を行い、実行し、評価する一連の活動を通して、職員の能力の強化、育成等を図り、もって業務の改革及び改善並びに組織目標の効率的な達成を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

(対象職員)

第2条 目標申告の対象職員（以下「申告者」という。）は、4級職以上の職（主査補は除く）にある者で、次の各号に掲げる者以外の者とする。

- (1) 病気休暇、育児休業、休職等により消防局長が指定する日までに目標の申告が不可能な者
- (2) 長期の出張又は研修等により、目標の申告が困難であると消防局長が認める者
- (3) その他消防局長が定める者

(実施方法)

第3条 申告者は、年度当初に目標を設定し、上半期終了時に進捗状況の確認を行い、当該年度末において最終的な成果の確認を行うものとする。

- 2 目標設定及び進捗状況の確認並びに最終的な成果の確認については、別に定める目標申告シートに必要な事項を記入し、面接者との面接により実施するものとする。
- 3 面接者は、目標設定及び最終的な成果の確認に関する面接が終了した後、その結果を速やかに調整者に報告しなければならない。
- 4 面接者及び調整者は、消防局長が定める者とする。

(面接者及び調整者の責務)

第4条 面接者及び調整者は、申告者の勤務状況を常に把握し、目標達成に協力し、必要な指導や援助を行わなければならない。

(実施期間)

第5条 実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、目標申告の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。